

## 商品概要説明書

おめでとうバースデー定期積金

(令和6年3月1日現在)

商 品 名	・おめでとうバースデー定期積金 《定期積金<定額式>で組み入れます。》
ご利用いただける方	・個人のみ(当JAの組合員または組合員家族に限る) ・契約者ご本人が誕生日を迎える月に対象となります。
期 間	・3年以上5年以内
払 込 方 法 (1) 払込方法  (2) 払込金額 (3) 払込単位	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・掛込周期は1か月とします。 ・掛込方法は、口座振替(自動振替)のみとします。 ・1回あたり10,000円以上300,000円以内 ・1円単位
払 戻 方 法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給 付 補 填 金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法  (4) 税 金  (5) 金利情報の入手方法	・0.05%の利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・個人のお客さまは20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は窓口までお問い合わせください。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・個人のお客さまは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率)
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。
貯 金 保 険 制 度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店またはリスク管理課(電話:0120-017-511)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JAリスク管理課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター(電話:045-211-7716)

その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・おひとり様1年間のうちに1契約のみとさせていただきます。</li><li>・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。</li><li>・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。</li><li>・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</li><li>・全期間一括掛け込みはできません。</li><li>・本商品は金融情勢により取扱いを予告なく中止する場合があります。</li></ul>
------------	---

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A湘南